

# 巻末資料

## 対象化学物質一覧

OPRTの対象化学物質は、令別表第一（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条関係の別表第一）に掲げる「**第一種指定化学物質**」を指します。このうち、同法施行令第4条で規定している「**特定第一種指定化学物質**」と呼ばれる物質もあります。（この一覧の端に○印が付された物質）

○個々の物質に付されている番号（物質番号）は、本法では「号番号」と呼んでいます。

○見やすい対象化学物質の一覧については、経済産業省・環境省のホームページから入手できます。

特定第一種	物質番号	対象化学物質名	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	1	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛に換算
	2	アクリルアミド			
	3	アクリル酸エチル			
	4	アクリル酸及びその水溶性塩			
	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル			
	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル			
	7	アクリル酸ノルマルブチル			
	8	アクリル酸メチル			
	9	アクリロニトリル			
	10	アクロレイン			
	11	アジ化ナトリウム			
	12	アセトアルデヒド			
	13	アセトニトリル			
	14	アセトシアンヒドリン			
	15	アセナフテン			
	16	2,2'-アゾビスイソプロピロニトリル			
	17	オルト-アニシジン			
	18	アニリン			
	19	1-アミノ-9,10-アントラキノン			
	20	2-アミノエタノール			
	21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン		
	22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	ファイロニル		
	23	パラ-アミノフェノール			
	24	メタ-アミノフェノール			
	25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン		
	26	3-アミノ-1-プロペン			
	27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン		
	28	アリルアルコール			
	29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン			
	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）			
	31	アンチモン及びその化合物			アンチモンに換算
	32	アントラセン			
○	33	石綿			
	34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート			
	35	イソブチルアルデヒド			
	36	イソブレン			
	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA		
	38	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール			
	39	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス		
	40	イソプロピル=2-[4-(4-メトキシフェニル)-3-イル]ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート		
	41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル		
	42	2-イミダゾリジンチオン			
	43	1,1'-[イミダゾ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミクタジン		
	44	インジウム及びその化合物			インジウムに換算
	45	エタンチオール			
	46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル		
	47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタトリル)=セカンダリーブチルホスホンアミドチオアート	ブタミホス		
	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN		
	49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ベンディメタリン		
	50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート		
	51	2-エチルヘキサノ酸			
	52	エチル=(2)-3-(N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ)アミノプロピオナート	アラニカルブ		
	53	エチルベンゼン			
	54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジン)ホスホチオアート	ホステアゼート		
	55	エチレンジイミン			
○	56	エチレンオキシド			
	57	エチレンジグリコールモノエチルエーテル			
	58	エチレンジグリコールモノメチルエーテル			
	59	エチレンジアミン			
	60	エチレンジアミン四酢酸			
	61	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ		
	62	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンゴゼブ	マンゼブ	
	63	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド	ジクワット	
	64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンロック	ス	
	65	エピクロロヒドリン			
	66	1,2-エポキシブタン			
	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール			
	68	1,2-エポキシプロパン	酸化プロピレン		
	69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル			
	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a 安息香酸塩及び エマメクチンB1b 安息香酸塩の混 合物		

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定第一種	物質番号	対象化学物質名	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	71	塩化第二鉄			
	72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			
	73	1-オクタノール			
	74	パラ-オクチルフェノール			
○	75	カドミウム及びその化合物			カドミウムに換算
	76	イブシロン-カプロラクタム			
	77	カルシウムシアナミド			
	78	2, 4-キシレノール			
	79	2, 6-キシレノール			
	80	キシレン			
	81	キノリン			
	82	銀及びその水溶性化合物			銀に換算
	83	クメン			
	84	グリオキサール			
	85	グルタルアルデヒド			
	86	クレゾール			
	87	クロム及び三価クロム化合物			クロムに換算
○	88	六価クロム化合物			クロムに換算
	89	クロロアニリン			
	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン		
	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン		
	92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド		
	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メチル-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクローリド		
○	94	クロロエチレン	塩化ビニル		
	95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム		
	96	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール		
	97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン			
	98	クロロ酢酸			
	99	クロロ酢酸エチル			
	100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール		
	101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド	アラクロール		
	102	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン			
	103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b		
	104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22		
	105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124		

特定第一種	物質番号	対象化学物質名	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133		
	107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13		
	108	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ		
	109	オルト-クロロトルエン			
	110	パラ-クロロトルエン			
	111	2-クロロ-4-ニトロアニリン			
	112	2-クロロニトロベンゼン			
	113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン	CAT	
	114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダノール-1, 3-ジオン	インダノファン		
	115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド		
	116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス		
	117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール		
	118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	ミクロブタニル		
	119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ピチロニトリル	フェンブコナゾール		
	120	オルト-クロロフェノール			
	121	パラ-クロロフェノール			
	122	2-クロロプロピオン酸			
	123	3-クロロプロペン	塩化アリル		
	124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	カミルロン		
	125	クロロベンゼン			
	126	クロロベンタフルオロエタン	CFC-115		
	127	クロロホルム			
	128	クロロメタン	塩化メチル		
	129	4-クロロ-3-メチルフェノール			
	130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP	MCPA	
	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン			
	132	コバルト及びその化合物			コバルトに換算
	133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		
	134	酢酸ビニル			
	135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート		
	136	サリチルアルデヒド			
	137	シアナミド			
	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット		
	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキサミド	トラロメトリン		
	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド	フェンブパトリン		

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定第一種	物質番号	対象化学物質名	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	141	トランス-1-(2-シアノ-2-メチルシイミドアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル		
	142	2,4-ジアミノアゾール			
	143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル			
	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			シアンに換算
	145	2-(ジエチルアミノ)エタノール			
	146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアト	ピリミホスメチルアト		
	147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ	ペンチオカブ	
	148	N, N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフエストロール		
	149	四塩化炭素			
	150	1,4-ジオキサソ			
	151	1,3-ジオキサソ			
	152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタツブ		
	153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシジメチル(1RS)-システラネ-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメリン		
	154	シクロヘキシルアミン			
	155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド			
	156	ジクロロアニリン			
	157	1,2-ジクロロエタン			
	158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン		
	159	シス-1,2-ジクロロエチレン			
	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン			
	161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12		
	162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロビザミド		
	163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114		
	164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123		
	165	2,4-ジクロロトルエン			
	166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン			
	167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン			
	168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン		
	169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン	DCMU	
	170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール		
	171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル]-1,3-ジオキサソ-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル]-1,3-ジオキサソ-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロビコナゾール		
	172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン		
	173	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ピンクロゾリン		
	174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メチル-1-メチル尿素	リニユロン		
	175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D	2,4-PA	

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定第一種	物質番号	対象化学物質名	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b		
	177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21		
	178	1,2-ジクロロプロパン			
	179	1,3-ジクロロプロペン	D-D		
	180	3,3'-ジクロロベンジジン			
	181	ジクロロベンゼン			
	182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン		
	183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート		
	184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル	DBN	
	185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225		
	186	ジクロロメタン	塩化メチレン		
	187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン		
	188	N, N-ジシクロヘキシルアミン			
	189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド			
	190	ジシクロペンタジエン			
	191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン		
	192	ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス	EDDP	
	193	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン	ジスルホトン	
	194	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチル]	ホサロン		
	195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス		
	196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン	DMTP	
	197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン	マラチオン	
	198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメエート		
	199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼン]スルホナート	CIフルオレスセント260		
	200	ジニトロトルエン			
	201	2,4-ジニトロフェノール			
	202	ジビニルベンゼン			
	203	ジフェニルアミン			
	204	ジフェニルエーテル			
	205	1,3-ジフェニルグアニジン			
	206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン		
	207	2,6-ジ-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール			
	208	2,4-ジ-ジ-ターシャリーブチルフェノール			
	209	ジプロモクロロメタン			
	210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド			

特定 第一 種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402		
	212	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホル アミドチオアート	アセフェート		
	213	N,N-ジメチルアセトアミド			
	214	2,4-ジメチルアニリン			
	215	2,6-ジメチルアニリン			
	216	N,N-ジメチルアニリン			
	217	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	チオシクラム		
	218	ジメチルアミン			
	219	ジメチルジスルフィド			
	220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩			
	221	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾ フラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカ ルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェ ナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ		
	222	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェ ノキシチル	フェノチカルブ		
	223	N,N-ジメチルデシルアミン			
	224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド			
	225	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキ シエチルホスホナート	トリクロロホン	DEP	
	226	1,1-ジメチルヒドラジン			
	227	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム= ジクロリド	バラコート	バラコート ジクロリド	
	228	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル =ジイソシアネート			
	229	ジメチル=4,4'-(オルトフェニレン)ビス (3-チオアロファナート)	チオファネートメ チル		
	230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル -パラフェニレンジアミン			
	231	3,3'-ジメチルベンジジン	オルトトリジン		
	232	N,N-ジメチルホルムアミド			
	233	2-[[ジメチルホスフィノチオイル]チオ]-2 -フェニル酢酸エチル	フェントエート	PAP	
	234	臭素			
	235	臭素酸の水溶性塩			
	236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベン ゾニトリル	アイオキシニル		
	237	水銀及びその化合物			水銀に換 算
	238	水素化テルフェニル			
	239	有機スズ化合物			スズに換 算
	240	スチレン			
	241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ テルナトリウム塩			
	242	セレン及びその化合物			セレンに換 算
○	243	ダイオキシン類			
	244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ- 2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット		
	245	チオ尿素			

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定 第一 種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	246	チオフェノール			
	247	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリ ル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス		
	248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル -6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン		
	249	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロ ロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス		
	250	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3- イソキサゾリル)	イソキサチオン		
	251	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニ トロフェニル)	フェントロチオン	MEP	
	252	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メ チルチオフェニル)	フェンチオン	MPP	
	253	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O- エチル-S-プロピル	プロフェノホス		
	254	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	イブロベンホス	IBP	
	255	デカプロモジフェニルエーテル			
	256	デカン酸			
	257	デシラルコール	デカノール		
	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)] デカン	ヘキサメチレンテ トラミン		
	259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		
	260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロタロニル	TPN	
	261	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)- オン	フサライド		
	262	テトラクロロエチレン			
	263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112		
	264	2,3,5,6-テトラクロロ-パラベンゾキノ			
	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸			
	266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1- プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキ シラート	テフルトリン		
	267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2, 8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタテ カ-3,12-ジエン-6,10-ジオン	チオジカルブ		
	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム	チラム	
	269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン- 3-オール	イソフィトール		
	270	テレフタル酸			
	271	テレフタル酸ジメチル			
	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)			銅に換算
	273	1-ドデカノール	ノルマルドデシ ルアルコール		
	274	ターシャリドデカンチオール			
	275	ドデシル硫酸ナトリウム			
	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	テトラエチレンペ ンタミン		
	277	トリエチルアミン			
	278	トリエチレンテトラミン			
	279	1,1,1-トリクロロエタン			
	280	1,1,2-トリクロロエタン			

特定 第一 種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	281	トリクロロエチレン			
	282	トリクロロ酢酸			
	283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン			
	284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113		
	285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン		
	286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ 酢酸	トリクロピル		
	287	2, 4, 6-トリクロロフェノール			
	288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11		
	289	1, 2, 3-トリクロロプロパン			
	290	トリクロロベンゼン			
	291	1, 3, 5-トリリス(2, 3-エポキシプロピル)- 1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5 H)-トリオン			
	292	トリブチルアミン			
	293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ- 2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ- トルイジン	トリフルラリン		
	294	2, 4, 6-トリブromoフェノール			
	295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール			
	296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン			
	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン			
	298	トリレンジイソシアネート			
	299	トルイジン			
	300	トルエン			
	301	トルエンジアミン			
	302	ナフタレン			
	303	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート			
	304	鉛			
○	305	鉛化合物			鉛に換算
	306	二アクリル酸ヘキサメチレン			
	307	二塩化酸化ジルコニウム			
	308	ニッケル			
○	309	ニッケル化合物			ニッケルに 換算
	310	ニトロロ三酢酸			
	311	オルト-ニトロアニソール			
	312	オルト-ニトロアニリン			
	313	ニトログリセリン			
	314	パラ-ニトロクロロベンゼン			
	315	オルト-ニトロトルエン			

特定 第一 種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	316	ニトロベンゼン			
	317	ニトロメタン			
	318	二硫化炭素			
	319	1-ノナノール	ノルマル-ノニル アルコール		
	320	ノニルフェノール			
	321	バナジウム化合物			バナジウ ムに換算
	322	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]- 2'--(2-ブromo-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)- 4'-メトキシアセトアニリド			
	323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5- トリアジン	シメリン		
	324	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼ ン			
	325	ビス(8-キノノラト)銅	オキシ銅	有機銅	
	326	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラ ジン	クロフェンチジン		
	327	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン			
	328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム		
	329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エ チレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート		
	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド			
	331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホス ホロジチオアート	カズサホス		
○	332	磁素及びその無機化合物			磁素に換 算
	333	ヒドラジン			
	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル			
	335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド			
	336	ヒドロキノン			
	337	4-ピニル-1-シクロヘキセン			
	338	2-ピニルピリジン			
	339	N-ピニル-2-ピロリドン			
	340	ピフェニル			
	341	ピペラジン			
	342	ピリジン			
	343	ピロカテコール	カテコール		
	344	フェニルオキシラン			
	345	フェニルヒドラジン			
	346	2-フェニルフェノール			
	347	N-フェニルマレイミド			
	348	フェニレンジアミン			
	349	フェノール			
	350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)- 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン		

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定 第一種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
○	351	1, 3-ブタジエン			
	352	フタル酸ジアリル			
	353	フタル酸ジエチル			
	354	フタル酸ジ-n-ノルマル-ブチル			
	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)			
	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル			
	357	2-ターシャリー-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	プロロフェジン		
	358	N-ターシャリー-ブチル-N'-(4-エチルペンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェンジド		
	359	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル			
	360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾール]カルバミン酸メチル	ベノミル		
	361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル		
	362	1-ターシャリー-ブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンテウロン		
	363	5-ターシャリー-ブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン		
	364	ターシャリー-ブチル=4-([(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾール)メチレン]アミノ)オキシメチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート		
	365	ブチルヒドロキシアニソール	BHA		
	366	ターシャリー-ブチル=ヒドロペルオキシド			
	367	オルト-セカンダリー-ブチルフェノール			
	368	4-ターシャリー-ブチルフェノール			
	369	2-(4-ターシャリー-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット	BPPS	
	370	2-ターシャリー-ブチル-5-(4-ターシャリー-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン		
	371	N-(4-ターシャリー-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド		
	372	N-(ターシャリー-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド			
	373	2-ターシャリー-ブチル-5-メチルフェノール			
	374	ふっ化水素及びその水溶性塩			ふっ素に換算
	375	2-ブチナール			
	376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール		
	377	フラン			
	378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ		
	379	2-プロピン-1-オール			
	380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211		
	381	プロモジクロロメタン			
	382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301		
	383	5-プロモ-3-セカンダリー-ブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル		
	384	1-プロモプロパン			
○	385	2-プロモプロパン			

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定 第一種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	386	プロモメタン	臭化メチル		
	387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ		
	388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン	ベンゾエピン	
	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド			
	390	ヘキサメチレンジアミン			
	391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート			
	392	ノルマル-ヘキサン			
	393	ベタナフトール			
○	394	ベリリウム及びその化合物			ベリリウムに換算
	395	ペルオキシニ硫酸の水溶性塩			
	396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS		
○	397	ベンジリジンはトリクロリド			
	398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル		
	399	ベンズアルデヒド			
○	400	ベンゼン			
	401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物			
	402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセツト		
	403	ベンゾフェノン			
	404	ベンタクロロフェノール			
	405	ほう素化合物			ほう素に換算
	406	ポリ塩化ビフェニル	PCB		
	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			
	408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル			
	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム			
	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル			
○	411	ホルムアルデヒド			
	412	マンガン及びその化合物			マンガんに換算
	413	無水フタル酸			
	414	無水マレイン酸			
	415	メタクリル酸			
	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル			
	417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル			
	418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル			
	419	メタクリル酸ノルマル-ブチル			
	420	メタクリル酸メチル			

特定 第一種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	421	4-メチリデンオキセタン-2-オン			
	422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン		
	423	メチルアミン			
	424	メチル=イソチオシアネート			
	425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ	MIPC	
	426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン		
	427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル	NAC	
	428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ	BPMC	
	429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル		
	430	メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1, 2-e][1, 3, 4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ		
	431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェニル)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロピン		
	432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンター-1, 4-ジエン	アミラズ		
	433	N-メチルジテオカルバミン酸	カーバム		
	434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミデート	オキサミル		
	435	メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル		
	436	アルファ-メチルスチレン			
	437	3-メチルチオプロパナール			
	438	メチルナフタレン			
	439	3-メチルピリジン			
	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド			
	441	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール			
	442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル		
	443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル		
	444	メチル=(E)-メトキシミノ-(2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル)アセタート	トリフロキシストロピン		
	445	メチル=(E)-メトキシミノ[2-(オルトトリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシメチル		
	446	4, 4'-メチレンジアニリン			
	447	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート			
	448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート			
	449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム		
	450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ		

※「様式第1 別紙」への物質名の記入にあたり、別名のあるものは別名を記入。

特定 第一種	物質 番号	対象化学物質名	別名		元素等に 換算する 化学物質
			その1	その2	
	451	2-メトキシ-5-メチルアニリン			
	452	2-メルカプトベンゾチアゾール			
	453	モリブデン及びその化合物			モリブデンに換算
	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール			
	455	モルホリン			
	456	りん化アルミニウム			
	457	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロピニル	ジクロロボス	DDVP	
	458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)			
	459	りん酸トリス(2-クロロエチル)			
	460	りん酸トリトリル			
	461	りん酸トリフェニル			
	462	りん酸トリノルマルブチル			

※「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%(10g/l)以上溶解することをいいます。

## 業種コード・届出先一覧

○業種の説明は、経済産業省・環境省のホームページに掲載していますのでご参照ください。

○複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。

○本表は、事業者の届出の便宜に資するように参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理に何ら判断を与えるものではありません。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
一	金属鉱業	0500	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
三	製造業		
	食料品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業(家具を除く。)	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業(以下を除く。)	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業(以下を除く。)	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3060	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業(以下を除く。)	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣
	精密機械器具製造業(以下を除く。)	3200	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3300	経済産業大臣
	その他の製造業	3400	経済産業大臣

(注1)自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する届出先を記入してください。

(注2)国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。  
業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

(注3)国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。  
地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
四	電気業	3500	経済産業大臣
五	ガス業	3600	経済産業大臣
六	熱供給業	3700	経済産業大臣
七	下水道業	3830	国土交通大臣
八	鉄道業	3900	国土交通大臣
九	倉庫業 (倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	4400	国土交通大臣
十	石油卸売業	5132	経済産業大臣
十一	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142	経済産業大臣
十二	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220	経済産業大臣
十三	燃料小売業	5930	経済産業大臣
十四	洗濯業	7210	厚生労働大臣
十五	写真業	7430	経済産業大臣
十六	自動車整備業	7700	国土交通大臣
十七	機械修理業	7810	経済産業大臣
十八	商品検査業	8620	経済産業大臣
十九	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630	経済産業大臣
二十	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	8716	環境大臣
二十一	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
二十二	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
二十二	医療業	8800	厚生労働大臣
二十三	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140	文部科学大臣
二十四	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注1)
	国の機関又は地方公共団体の公務	上記のいずれか (注2)	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注3)

※P R T R届出で用いている業種は、この制度が開始された時点の日本標準産業分類(第10回改定)に基づいていますので、最新の産業分類とは業種コードや内容が異なります。



## 対象業種の区分

		業種区分	業種コード
1 金属鉱業		貴金属鉱業	0500
		非鉄金属鉱業	
		鉄属鉱業	
		その他の金属鉱業	
2 原油・天然ガス鉱業		原油鉱業	0700
		天然ガス鉱業	
3 製造業	a 食料品製造業	畜産食料品製造業	1200
		水産食料品製造業	
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
		調味料製造業	
		糖類製造業	
		精穀・製粉業	
		パン・菓子製造業	
		動植物油脂製造業	
		その他の食料品製造業	
		b 飲料・たばこ・飼料製造業	
	酒類製造業		1320
	茶・コーヒー製造業		1300
	製氷業		
	たばこ製造業		1350
	飼料・有機質肥料製造業		1300
	c 繊維工業	製糸業	1400
		紡績業	
		ねん糸製造業	
		織物業	
		ニット生地製造業	
		染色整理業	
		綱・網製造業	
		レース・繊維雑品製造業	
		その他の繊維工業	
		d 衣服・その他の繊維製品製造業	
	ニット製外衣・シャツ製造業		
	下着類製造業		
	毛皮製衣服・身の回り品製造業		
	和装製品・足袋製造業		
	その他の衣服・繊維身の回り品製造業		
	その他の繊維製品製造業		

業種区分			業種コード
3 製造業 (続き)	e 木材・木製品 製造業 (家具を除く。)	製材業、木製品製造業	1600
		造作材・合板・建築用組立材料製造業	
		木製容器製造業(竹、とうを含む。)	
		その他の木製品製造業(竹、とうを含む。)	
	f 家具・装備品 製造業	家具製造業	1700
		宗教用具製造業	
		建具製造業	
		その他の家具・装備品製造業	
	g パルプ・紙・紙 加工品製造業	パルプ製造業	1800
		紙製造業	
		加工紙製造業	
		紙製品製造業	
		紙製容器製造業	
		その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	h 出版・印刷・ 同関連産業	新聞業	1900
		出版業	
		印刷業(謄写印刷業を除く。)	
		製版業	
		製本業、印刷物加工業	
		印刷関連サービス業	
	i 化学工業	化学肥料製造業	2000
		無機化学工業製品製造業	
		塩製造業	2025
		有機化学工業製品製造業	2000
		化学繊維製造業	
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	
		医薬品製造業	2060
化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2000	
その他の化学工業			
農薬製造業		2092	
j 石油製品・ 石炭製品 製造業	石油精製業	2100	
	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの。)		
	コークス製造業		
	練炭・豆炭製造業		
	舗装材料製造業		
	その他の石油製品・石炭製品製造業		

業種区分			業種コード
3 製造業 (続き)	k プラスチック 製品製造業 (別掲を除く。)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2200
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
		工業用プラスチック製品製造業	
		発泡・強化プラスチック製品製造業	
		プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む。)	
		その他のプラスチック製品製造業	
	l ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	2300
		ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
		その他のゴム製品製造業	
	m なめし革・ 同製品・ 毛皮製造業	なめし革製造業	2400
		工業用革製品製造業(手袋を除く。)	
		革製履物用材料・同付属品製造業	
		革製履物製造業	
		革製手袋製造業	
		かばん製造業	
		袋物製造業	
		毛皮製造業	
		その他のなめし革製品製造業	
	n 窯業・土石製品 製造業	ガラス・同製品製造業	2500
		セメント・同製品製造業	
		建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く。)	
		陶磁器・同関連製品製造業	
		耐火物製造業	
		炭素・黒鉛製品製造業	
		研磨剤・同製品製造業	
		骨材・石工品製造業	
その他の窯業・土石製品製造業			
o 鉄鋼業	高炉による製鉄業	2600	
	高炉によらない製鉄業		
	製鋼・製鋼圧延業		
	製鋼を行わない製材製造業(表面処理鋼材を除く。)		
	表面処理鋼材製造業		
	鉄素形材製造業		
	その他の鉄鋼業		

業種区分			業種コード
3 製造業 (続き)	p 非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業	2700
		非鉄金属第2次製錬・精製業	
		非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)	
		電線・ケーブル製造業	
		非鉄金属素形材製造業	
		その他の非鉄金属製造業	
	q 金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2800
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
		暖房装置・配管工事用付属品製造業	
		建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む。)	
		金属素形材製品製造業	
		金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)	
		金属線製品製造業(ねじ類を除く。)	
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
		その他の金属製品製造業	
	r 一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	2900
		農業用機械製造業(農業用器具を除く。)	
		建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む。)	
		金属加工機械製造業	
		繊維機械製造業	
		特殊産業用機械製造業	
		一般産業用機械・装置製造業	
		事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
		その他の機械・同部分品製造業	
	s 電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	3000
		民生用電気機械器具製造業	
		電球・電気照明器具製造業	
通信機械器具・同関連機械器具製造業		3060	
電子計算機・同付属装置製造業			
電子応用装置製造業		3070	
電気計測器製造業		3000	
電子部品・デバイス製造業			
その他の電気機械器具製造業			

業種区分			業種コード
3 製造業 (続き)	t 輸送用機械 器具製造業	自動車・同付属品製造業	3100
		鉄道車両・同部分品製造業	3120
		自転車・同部品製造業	3100
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
		航空機・同付属品製造業	3100
		その他の輸送用機械器具製造業	
	u 精密機械 器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3200
		測量機械器具製造業	
		医療用機械器具・医療用品製造業	3230
		理化学機械器具製造業	3200
		光学機械器具・レンズ製造業	
		眼鏡製造業(枠を含む。)	
		時計・同部品製造業	
	v 武器製造業	銃製造業	3300
		砲製造業	
		銃弾製造業	
		砲弾製造業(装てん組立業を除く。)	
		銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く。)	
		弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く。)	
		特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置によるもの。)・同部分品製造業	
		その他の武器製造業	
w その他の 製造業	貴金属製品製造業(宝石加工を含む。)	3400	
	楽器製造業		
	がん具・運動用具製造業		
	ペン・鉛筆・絵具用品・その他の事務用品製造業		
	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く。)		
	漆器製造業		
	畳・傘等生活雑貨製品製造業		
	他に分類されない製造業		
4 電気業			3500
5 ガス業			3600
6 熱供給業			3700
7 下水道業			3830
8 鉄道業			3900
9 倉庫業(倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)			4400
10 石油卸売業			5132

業種区分	業種コード
11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142
12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220
13 燃料小売業	5930
14 洗濯業	7210
15 写真業	7430
16 自動車整備業	7700
17 機械修理業	7810
18 商品検査業	8620
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630
20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
21 産業廃棄物処分業	8722
特別管理産業廃棄物処分業	8724
22 医療業	8800
23 高等教育機関(付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
24 自然科学研究所	9210

## 対象業種の概要

業種名	概要	備考
1 金属鉱業	金属鉱の掘採を行う事業所及び金属鉱の選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される業種	
2 原油・天然ガス鉱業	原油・天然ガスなどの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス(LPG)、圧縮ガスを生産する事業所が分類される業種	
3 製造業		
a 食料品製造業	次のいずれかの製造を行う事業所が分類される業種 1:畜産食料品、水産食料品などの製造 2:野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 3:調味料、糖類、動植物油脂などの製造 4:精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 5:パン、菓子、麺類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製造	販売を主とする事業所が、販売に直接付随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、卸売・小売業、飲食店に分類される
b 飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ(葉たばこを含む。)、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される業種	食料品を製造する事業所は食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤等を製造する事業所は化学工業に分類される
c 繊維工業	次のいずれかを製造する事業所が分類される業種 1:製糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造 2:織物、ニット、レース、組ひも、綱などの製造 3:糸、織物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの精練、漂白、染色及び整理 4:製綿、フェルトなどの製造 5:麻製織、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理	ガラスワール、ロックワール等の紡織を行う事業所は、窯業・土石製品製造業に分類される
d 衣服・その他の繊維製品製造業	購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を製造する事業所が分類される業種	個人の注文により衣服あるいは衣装用品を作る洋服店または洋裁店については、材料が店もちの場合は卸売・小売業、飲食店に、個人もちの場合はサービス業に分類される
e 木材・木製品製造業	製材及び単板(パネ板)、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所、並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される業種	建設工事現場で建設工事の一部として行なう木製品の製造、木材による修繕・改装などを行う事業所は建設業に、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は卸売・小売業、飲食店に分類される
f 家具・装備品製造業	家庭用及び事務用家具(和式、洋式を含む。)、宗教用具、戸、障子、襖、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される業種	家具類の改造・修理等を行う事業所はサービス業に分類される

業種名	概要	備考
g パルプ・紙・紙加工品製造業	木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種	抄紙繊維物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される
h 出版・印刷・同関連産業	出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種	
i 化学工業	化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されないものが分類される業種	購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない場合は卸売・小売業、飲食店に分類される
j 石油製品・石炭製品製造業	石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所が分類される業種	
k プラスチック製品製造業	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機(成形器)により成形された成形製品を製造する事業所、及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和(短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等)を行う事業所及び再製プラスチックを製造する事業所が分類される業種	プラスチック製家具の製造は家具・装備品製造業に、プラスチック(ウレア樹脂、メラミン樹脂等)・合成樹脂系接着剤の製造は化学工業に、プラスチック製履物・同附属品の製造はゴム製品製造業に、プラスチック製かばん・袋物の製造はなめし革・同製品・毛皮製造業に、プラスチック製歯車の製造は一般機械器具製造業に、プラスチック製計量器の製造は精密機械器具製造業に、プラスチック製楽器・玩具・人形、プラスチック製事務用品・装身具・装飾品・ホビー、プラスチック製モデル・模型・パレット(運搬用)の製造はその他の製造業にそれぞれ分類される
l ゴム製品製造業	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品(タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更正タイヤ、再生ゴム、その他ゴム製品等)を製造する事業所が分類される業種	糸ゴム入りの繊維製品の製造は繊維工業に、他から受け入れたゴム引布からのゴム引布製衣服及び縫製品の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムの製造は化学工業に分類される
m なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所、及びかばん、袋物の製造を行う事業所が分類される業種	なめし革製及び毛皮製衣服の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、運動用具及び玩具の製造はその他の製造業に分類される
n 窯業・土石製品製造業	板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、珪瑯鉄器、研磨材料、骨材、石膏製品、石炭及び石綿製品などを製造する事業所が分類される業種	



業種名	概要	備考
o 鉄鋼業	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される業種	
p 非鉄金属製造業	鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の精錬及び生成を行う事業所、非鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押出しを行う事業所、及び非鉄金属の鑄造、その他の基礎製品を製造する事業所(電線、ケーブル等製造及び核燃料製造を含む。)が分類される業種	
q 金属製品製造業	ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種金属製品を製造する事業所が分類される業種	金属製家具の製造は家具・装身具製造業に、宝石加工及び貴金属製品の製造はその他の製造業に分類される
r 一般機械器具製造業	電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される業種	
s 電気機械器具製造業	電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所(民生用電気機械器具を含む。)が分類される業種	絶縁電線及びケーブルの製造は非鉄金属製造業に、モータ直結又は取付式機械の製造は一般機械器具製造業に分類される
t 輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具を製造する事業所(自動車、船舶、航空機、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具等)が分類される業種	
u 精密機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計等を製造する事業所が分類される業種	電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業に、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される
v 武器製造業	銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車輛等を製造する事業所が分類される業種	
w その他の製造業	aからvのいずれにも分類されない製品を製造する事業所(貴金属、楽器、玩具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、ホコリ、漆器等)が分類される業種	電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される
4 電気業	一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはこれに電気を供給する事業所が分類される業種	
5 ガス業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガスまたはこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される業種	天然ガスの採掘を行う事業所は鉱業に分類される

業種名	概要	備考
6 熱供給業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギーまたは蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される業種	
7 下水道業	公共下水道、流域下水道または都市下水路により汚水・雨水の排除または処理を行う事業所が分類される業種	じんかい・汚物等の処理、産業用下水道の洗浄はサービス業に分類される
8 鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される業種	鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所は、その行う事業によりそれぞれの産業に分類される
9 倉庫業（倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	普通倉庫業、冷蔵倉庫業（及び水面木材倉庫業）を営む事業者が分類される業種（例：寄託を受けた物品を倉庫に保管する営業行為）	自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。また、物品の一時預所、保護預りのための施設、及び運送、運送取扱い又は運送代弁の為の施設として使用するものは、倉庫業には含まれない 法においては、農作物の保管又は貯蔵タンクにより気体又は液体の貯蔵を行う事業所のみが対象となる 倉庫業に関する問い合わせ先 国土交通省総合政策局物流政策課 物流産業室 電話番号：03-5253-8111（代表）
10 石油卸売業	石油類を卸売する事業所が分類される業種	ガソリン・LPGスタンド、給油所は燃料小売業に分類される
11 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外す事業所のみが対象となる
12 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	自動車及び自動車の部品、及び付属品を卸売する事業所（二輪自動車を含む。）が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収する事業所のみが対象となる
13 燃料小売業	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及びLPGを小売する事業所ならびに灯油、プロパンガス、石炭、薪などの燃料を小売する事業所が分類される業種	

業種名	概要	備考
14 洗濯業	以下の事業所が該当する 1:衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所 2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所 3:繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所が分類される業種	
15 写真業	肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所並びにこれらを広告、出版及びその他の業務的使用者のために行う事業所が分類される業種	
16 自動車整備業	自動車の整備修理を行う事業所が分類される業種	
17 機械修理業	一般機械、電気機械器具、建設機械及び鉱山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種	修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は、製造業又は卸売・小売業、飲食店に分類される
18 商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所(非破壊検査法によるものは含まれない。)が分類される業種	
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	以下の事業所が分類される業種 1:主として委託を受け、貨物の積み下ろしまたは入出庫に際して長さ、質量、面積、体積、熱量等を計量し、その結果の証明を行う事業所 2:主として委託を受け、環境の状態に関し濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能等を計量し、その結果の証明を行う事業所 3:主として委託を受け、1、2以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明を行う事業所	法においては、一般計量証明業を除くものが対象となる

業種名	概要	備考	
20一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を処分する事業所が分類される業種	以下の廃棄物を処分する事業所が含まれるが、当該産業から生じた以下の廃棄物を処分する事業所は「21 産業廃棄物処分業」に含まれる 1:畜産農家以外から生じた動物の糞尿及び死体 2:パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞紙巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず 3:建設業(工作物の除去に伴い木屑を生じさせるものに限る。)、木材・木製品製造業(家具製造業含)、パルプ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木屑 4:繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)以外から生じた繊維くず 5:食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性残渣 また、法においては、一般廃棄物処理業のうち、以下の業種は含まれない 1:し尿収集運搬業 2:し尿処分業 3:浄化槽清掃業 4:浄化槽保守点検業 5:ごみ収集運搬業 6:清掃事務所	
21	産業廃棄物処分業	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く)を処分する事業所が分類される業種	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)」の備考に示した廃棄物を処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を処分する事業所は、「一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)」に含まれる また、法においては、以下の産業廃棄物業は含まれない 1: 産業廃棄物収集運搬業 2:特別管理産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業	主として特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの(廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等))を処分する事業所が分類される業種	放射性廃棄物処理業は除く
22	医療業	医師又は歯科医師等が患者に対して医療または医療類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される業種	滅菌代行業も含まれる

業種名	概要	備考
23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係わるものを除く。)	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または实际生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種	専門学校、専修学校を除く 法においては、付属施設を含むものとし、人文科学のみに係わるものは除く
24 自然科学研究所	地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種	診断・治療上の必要からあるいは食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設が含まれる

### 廃棄物の処理方法の分類

分類	内容
脱水・乾燥	脱水：一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作 乾燥：水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること
焼却・溶融	焼却：有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと 溶融：物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること
油水分離	含油廃水の処理として、廃水中の油の大部分を除去すること
中和	酸やアルカリを中性近くまで pH 調節すること
破碎・圧縮	廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること
最終処分	廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。 埋立処分：廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化、無害化すること。埋立処分場の種類としては、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場がある。 海洋投入処分：廃棄物を処分する目的で海洋に投棄すること
その他	選別、固型化、ばい焼、分解、洗浄、滅菌、消毒、煮沸、その他中間処理

## 廃棄物の種類の分類

分類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	<p>1. 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く。)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす</p> <p>2. 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る。)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等</p>
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄廃水、タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ(廃油と廃酸の混合物)、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)等

分類	内容	具体例
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂泊浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず	事業活動に伴って生ずる紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず	事業活動に伴って生ずる木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレット等

分類	内容	具体例
繊維くず	天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	(1) 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 (2) 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類)
金属くず	事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	事業活動に伴って生じたガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等	(1) ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 (4) せっこうボード
鉱さい	事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)、キューポラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く。)



分類	内容	具体例
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。)	コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
ばいじん	ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、もしくは金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
その他	動物ふん尿、動物の死体、廃棄物処理法施行令第2条第13項に規定する産業廃棄物(産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの)	(1) 動物ふん尿：牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、セメンド、兎及び毛皮獣等のふん尿等 (2) 動物の死体：同上の家畜の死体 (3) 廃棄物処理法施行令第2条第13項に規定する産業廃棄物：有害汚泥のコンクリート固型物、焼却灰の溶融固化物等

## 秘密情報の請求先

化学物質排出把握管理促進法第6条第1項(※)に基づく秘密情報の請求先(請求書及び関連資料提出先)は、事業者が主として営む事業を所管する省庁となります。請求の際は必ず事前に以下の事業所管省庁のPRTTR担当部局に直接お問い合わせください。

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省にお問い合わせください。

事業所管大臣	担当部署	電話番号
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	03-3501-0080(直通)
環境省	大臣官房環境保健部環境安全課	03-3581-3351(代表)
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	03-5253-4111(代表)
厚生労働省	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	03-5253-1111(代表)
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	03-3502-8111(代表)
国土交通省	総合政策局環境政策課	03-5253-8111(代表)

(2020年3月現在)

なお、請求後は当該請求に対して審査基準に基づき審査され、承認の認否が決定されることとなっています。

### (※) 化学物質排出把握管理促進法第6条第1項

第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。